

総合型スポーツクラブ「この指とまれ☆しなの」規約

(名称)

第1条 この団体は、総合型スポーツクラブ「この指とまれ☆しなの」(以下『クラブ』という。)と称する。

(事務所)

第2条 本クラブは、事務所(事務局)を信濃町地域交流施設内に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、スポーツの振興及び普及を目的に、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもを合言葉に明るく元気なまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室の開催
- (2) 各種スポーツ交流大会、イベントの開催
- (3) 地域住民の交流の場の提供
- (4) スポーツに関する講習会、研修会の開催
- (5) スポーツ指導者の育成
- (6) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

(会員の構成)

第5条 本クラブは、個人会員及び家族会員とし、本クラブの諸規定を遵守する者を以って構成する。

- (1) ジュニア会員(中学生以下)
- (2) 一般会員(高校生以上)
- (3) シニア会員(65歳以上)
- (4) 家族会員(同居家族何名でも)

(入会)

第6条 会員の入会は、新規に入会する者については、所定の入会申込書により入会手続きを行ない、継続する者については、入会申込書等の手続きは不要とし、会費及び本クラブが指定したスポーツ安全保険に加入した段階で入会とみなす。

(会費及び保険料)

第7条 会員は、別に定める会費及びスポーツ安全保険料を納入しなければならない。

2 本クラブは、会費以外にスポーツ教室等で必要に応じて参加料を徴収する。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である本クラブが消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) クラブ会員内の和を乱す行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(役員)

第12条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) クラブ会長 1名
- (2) クラブ副会長 1名
- (3) クラブマネージャー 若干名
- (4) 理事 10名以内
- (5) 運営委員 20名以内
- (6) 監事 2名

(役員を選任等)

第13条 会長、副会長及び監事は運営委員会において推薦し、総会で承認する。

2 クラブマネージャーは、公認資格取得者をもってこれに充て、会長が選任する。

3 運営委員は、スポーツ推進委員、体育協会、NPO法人信濃町スポーツ企画サービス、指導部及び一般会員をもって組織する。

4 理事は、会長、副会長、クラブマネージャー及び会長が運営委員の中から選任した者をもって組織する。

(顧問)

第14条 本クラブに顧問を置くものとする。

2 顧問は、信濃町長並びに信濃町教育長及び学識経験者とし、必要により会長の諮問に応じる。

3 顧問は、本クラブの役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第15条 会長は、本クラブを代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 クラブマネージャーは、本クラブの事務及び会計事務を統括し、事務別会計の処理を行うものとし、会議の書記、実務処理及び育成指導にあたるものとする。

4 監査は、本クラブの事業及び会計事務等を監査し、総会で報告するものとする。

(役員等の任期)

第16条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の仕事は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(指導部)

第17条 本クラブに指導部を置くものとし、指導力の向上等を図るとともに、必要に応じて部会を開催するものとする。

2 部会は、指導部長が招集し、指導部長が議長になる。

3 指導者は、理事会及び運営委員会で協議し、会長が委嘱する。

4 指導者は、スポーツ指導及び健康づくりに熱意を有す者とし、別に定める。

5 指導者が本クラブの理念に反する行為をした場合は、理事会で協議し、解任することができるものとする。

(総会)

第18条 本クラブの総会は、毎年1回以上、次の事項を決議又は承認するために開催する。

(1) 事業報告及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び予算に関すること。

(3) 役員を選出に関すること。

(4) 規約の改正に関すること。

(5) その他、本クラブに関して重要な事項等

2 総会は、会長が招集し、議長は、出席した会員の中から選出する。

3 総会は、本クラブ会員の過半数の出席をもって成立とする。ただし、議決

を委任したものは出席とみなす。

4 総会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 本規約の改正は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(理事会)

第19条 理事会は、必要に応じて開催し、次の事項を協議する。

(1) 事業及び予算の執行に関すること。

(2) 事業報告書及び決算報告書に関すること。

(3) 事業計画案及び予算案の作成に関すること。

(4) 部会及び実技指導者に関すること。

(5) その他必要と認められたこと。

2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 理事会は、構成員の過半数の出席（委任を含む）をもって成立とする。

4 理事会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第20条 本クラブを運営するために運営委員会を設置し、委員会は事業等クラブ運営に関する一切を掌握し、指導者の育成・研修及びスポーツ事業への協力を行うとともに理事会、運営委員会及び総会から委任された事項並びにクラブ運営に必要と認めた事項を審議するものとする。

2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となり、必要に応じて役員が出席できるものとする。

3 委員会は、構成員の過半数の出席（委任を含む）をもって成立とする。

4 委員会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資金)

第21条 本クラブの資金は、以下のものとする。

(1) 会費

(2) 事業等による収入

(3) 補助金及び交付金

(4) その他の収入

(会計年度)

第22条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事故の責任)

第23条 会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定及び施設管理責任者並びに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

これに違反して、盗難、障害等の事故がおきても、本クラブ並びに実技指導者に対し、損害賠償責任を請求しないものとする。

(保険への加入)

第24条 会員は、本クラブにて指定したスポーツ安全保険に加入するものとする。なお、本クラブの活動中の傷害等については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとする。

2 保険未加入者の活動中に発生した事故及び傷害は、本クラブにおいて一切の責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第25条 本クラブの活動を通して知り得た個人情報の扱いには、十分配慮し、第三者へ情報漏えい等が無いよう、守秘を厳守するものとする。

(サポート団体)

第26条 本クラブは、サポート団体を運営委員会に諮り、会長が承認し、置くことができるものとする。

(細則)

第27条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は理事会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年2月 5日から施行する。
この規約は、平成25年4月14日から施行する。
この規約は、平成26年4月13日から施行する。
この規約は、平成28年4月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この団体の設立当初の役員及び指導者並びに事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 3 本クラブの設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 4 この団体の設立当初の会費及び保険料は、第7条の規定にかかわらず、ジュニア会員(中学生以下)4,000円、一般会員5,000円、シニア会員(65歳以上)3,000円、家族会員10,000円とし、保険料は、ジュニア会員800円、一般・シニア会員1,850円とする。ただし、未就学児の会費は無料とし、保険料は800円とする。

(規約改正)

- 5 この規約は、必要に応じて、総会の承認を得て、条文の改正を認めるも

のとする。